

運 営 規 程

社会福祉法人京都社会事業財団
京都市桂川特別養護老人ホーム

指定（介護予防）短期入所生活介護

運 営 規 程

（事業目的）

第1条 社会福祉法人京都社会事業財団が実施する京都市桂川特別養護老人ホーム指定短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業所は、要支援・要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 サービスの提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。

5 上記の他「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成25年1月9日京都市条例第39号）、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生省令第37号、平成12年4月1日施行）第9章第120条から第140条までを遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在は、次のとおりとする。

- ① 名 称 京都市桂川特別養護老人ホーム
- ② 所在地 京都市西京区下津林東大般若町32番地

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の種類、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 常勤1人
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- ② 医師 1人以上
医師は、入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。
- ③ 生活相談員 常勤1人以上
生活相談員は、入所者の生活の向上を図るための相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他機関との連携において必要な役割を果たす。
- ④ 介護職員及び看護職員 常勤換算方法で合計18人以上（介護職員については、常勤の者を常時1人以上配置し、3名の利用者に対して1名の介護職員を配置する。）
介護職員は、利用者の心身の状況を的確に把握し、入浴や食事等の必要な介護サービスを提供する。
- ⑤ 看護職員 常勤換算方法で2人以上（うち1人以上は常勤を配置する。）
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- ⑥ 管理栄養士 1人以上
管理栄養士は、入所者に対し、適切な栄養管理並びに利用者の身体状況及び嗜好並びに適時適温を考慮した食事の提供が行えるよう必要な役割を果たす。

- ⑦ 機能訓練指導員 1人以上
機能訓練指導員は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、その減退を防止するための訓練を行う。
- ⑧ 介護支援専門員 常勤1人以上
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成等のほか、入所者の入退所に関して必要な援助等を行う。
- ⑨ 事務員
事務員は、施設の維持・運営に必要な事務を行う。
※職員は、併設している介護老人福祉施設の施設サービスと一体的に提供する。

(利用定員)

第5条 1日あたりの標準利用定員4名

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 事業内容は、次のとおりとする。

- ① 短期入所生活介護計画の作成、利用者への説明と実施
 - ② 入浴及び食事の提供とその介護並びにその他の日常生活の世話
 - ③ 送迎サービス、健康チェック及び機能訓練の実施
 - ④ 他の医療機関等との連携により看護責任者との24時間の連絡体制
- 2 指定(介護予防)短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 3 前項のほか、次の費用は利用者の負担とする。
- ① 利用者の送迎の費用 当施設の事業実施区域外(西京区以外)の方で送迎を希望される場合は、地域により片道 500円・1,000円・3,000円の負担がある。
 - ② 食費 1日あたり 1,550円 (朝:300円 昼:750円 夕:500円)
 - ③ 滞在費 従来型個室:1,231円 多床室:915円
 - ④ 理美容代 実費
 - ⑤ その他日常生活において通常必要となる費用 実費
(お酒・タバコ・その他利用者希望の飲み物等)
- 食費及び滞在費については、利用者が「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、当該認定証に記載された負担限度額を1日あたりの費用とする。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について事前に説明し、同意を得るものとする。
- 5 「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」の実施事業所として、低所得等による負担の困難な方に対して援助を行うものとする。

(通常の送迎実施地域)

第7条 通常の送迎実施地域は、京都市西京区全域(洛西地域除く。)とする。

(施設サービスの取扱内容)

- 第8条 利用者の要支援・要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等に応じて、施設サービスの提供を行う。
- 2 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 3 施設の職員は、施設サービスの提供に当たっては親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、必要な事項についてわかりやすいように説明を行う。
 - 4 提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者やその家族は、短期入所生活介護計画の作成に参画し、日常生活の世話及び機能訓練

を通じて自立した生活ができるように努めるものとする。

- 2 指定短期入所生活介護の利用に当たって、他の利用者に迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動・騒音・暴力等秩序を乱す行為をしてはならないものとする。

(緊急時などの対応)

第10条 職員は、指定短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治医や協力医療機関（京都桂病院等）に連絡する等、緊急時対応マニュアルによる措置を講じるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えるため、別に定める「京都桂川園災害時非難計画」に基づき年2回以上定期的に避難訓練及び消火訓練等を行うものとする。また、日頃から地域住民の参加、消防団との連携を図り火災時の際の消火、避難等協力体制を整える。

(秘密保持等)

第12条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはあらかじめ文書等により利用者及びその家族の了解を得るものとする。
- 3 職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持し、退職した場合においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 その他必要なことに関しては京都桂川園個人情報管理規程を遵守する。
- 5 申請等書類における個人番号（マイナンバー）の取扱いについては、厚生労働省事務取扱（平成27年12月15日発出）に係る留意点及び京都市の事務取扱を遵守する。

(事故等発生時の対応)

第13条 利用者に対するサービスの提供により事故及び感染・虐待等が発生した場合は、速やかに利用者家族及び京都市、関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行う。

- 2 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うとともに、適切に事故発生時の対応及び再発防止策を講じるための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待の防止)

第15条 虐待の発生又はその再発を防止するために、対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員その他の従業者に周知徹底を図る。

- 2 施設における虐待防止の指針を整備する。
- 3 介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4 虐待の発生又はその再発を防止するために、担当者を設置する。

(身体的拘束等の適正化)

第16条 事業所は利用者に対し、利用者又はほかの利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や

むを得ない場合の例外3原則（①切迫性②非代替性③一時性）と認められる時以外は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

なお、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その時点で個別に説明を行うとともに同意を得るものとする。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。

② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

③ 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

第17条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

（ハラスメント対策）

第18条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（第三者による評価の実施状況）

第19条 事業所は、よりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から実施する福祉サービスについての評価を受診する。

また、利用者のサービス選択及び事業の透明性の確保のための情報提供及び事業者のサービスの質の向上に向けて取り組むものとする。

（その他運営についての留意事項）

第20条 本事業の社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2 事業所は、短期入所生活介護に関する内容を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項の他、社会福祉法人京都社会事業財団京都市桂川特別養護老人ホームの定める運営基本方針や管理規程等を遵守するものとし、さらに運営に関する重要事項は、社会福祉法人京都社会事業財団が定めるものとする。

（附則）

この規程は、平成12年 4月 1日から施行

（改正）

一部改正 平成13年 6月 1日から施行

一部改正 平成13年11月 1日から施行

一部改正 平成15年 5月 1日から施行

一部改正 平成17年 4月 1日から施行

一部改正 平成17年10月 1日から施行

一部改正 平成17年12月20日から施行

一部改正 平成18年 4月 1日から施行

| | | | |
|------|-------|-----|--------|
| 一部改正 | 平成18年 | 12月 | 1日から施行 |
| 一部改正 | 平成19年 | 4月 | 1日から施行 |
| 一部改正 | 平成20年 | 4月 | 1日から施行 |
| 一部改正 | 平成21年 | 4月 | 1日から施行 |
| 一部改正 | 平成23年 | 4月 | 1日から施行 |
| 一部改正 | 平成25年 | 4月 | 1日から施行 |
| 一部改正 | 平成26年 | 4月 | 1日から施行 |
| 一部改正 | 平成27年 | 4月 | 1日から施行 |
| 一部改正 | 平成27年 | 8月 | 1日から施行 |
| 一部改正 | 平成28年 | 1月 | 1日から施行 |
| 一部改正 | 平成30年 | 4月 | 1日から施行 |
| 一部改正 | 令和3年 | 4月 | 1日から施行 |
| 一部改正 | 令和3年 | 8月 | 1日から施行 |
| 一部改正 | 令和4年 | 8月 | 1日から施行 |
| 一部改正 | 令和6年 | 4月 | 1日から施行 |
| 一部改正 | 令和6年 | 8月 | 1日から施行 |